

上場ベンチャーファンドの運用資産等に関する開示基準の見直しに係る
有価証券上場規程等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表	1
2. 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表	2

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)</p> <p>第1312条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 上場ベンチャーファンド発行者等は、<u>運用資産等に関する次の各号に掲げる事項を、3か月ごとに1回開示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等の銘柄</u></p> <p><u>(2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者の概要</u></p> <p><u>(3) 直近の運用状況及び短期的な運用方針</u></p> <p><u>(4) 上場後5年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針</u></p> <p><u>(5) 当該上場ベンチャーファンドの1口当たり純資産額</u></p> <p>6 <u>前項の規定にかかわらず、上場ベンチャーファンド発行者等は、施行規則で定める場合には、施行規則で定める期間中、同項第1号から第4号までに掲げる事項を、月1回開示しなければならない。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>7～10 (略)</p>	<p>(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示)</p> <p>第1312条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 上場ベンチャーファンド発行者等は、<u>当該上場ベンチャーファンドの1口当たり純資産額を、週1回開示しなければならない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 上場ベンチャーファンド発行者等は、<u>運用資産等に関する次の各号に掲げる事項を、月1回開示しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等の銘柄</u></p> <p><u>(2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者の概要</u></p> <p><u>(3) 直近の運用状況及び短期的な運用方針</u></p> <p><u>(4) 上場後5年を経過した継続保有株券等の保有理由及び運用方針</u></p> <p>7～10 (略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年3月29日から施行する。</p>	

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(上場審査の形式要件の取扱い)	(上場審査の形式要件の取扱い)
第1305条 (略)	第1305条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 規程第1305条第2号aに規定する <u>運用資産等の総額に占める未公開株等、上場後5年以内の株券等、上場後5年以内の継続保有株券等及び上場後5年を経過した継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額の比率が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等及び上場後5年以内の継続保有株券等への投資額として施行規則で定める金額の比率が50%以上となる見込みのあること</u> とは、次の各号のいずれかに適合していることをいうものとする。	4 規程第1305条第2号aに規定する <u>未公開株等投資額の比率が70%以上となり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上となる見込みのあること</u> とは、次の各号のいずれかに適合していることをいうものとする。
(1) 上場申請時において、 <u>未公開株等投資比率(規程第1305条第2号aに規定する未公開株等投資比率をいう。以下同じ。)</u> が70%以上であり、かつ、 <u>特定未公開株等投資比率(同aに規定する特定未公開株等投資比率をいう。以下同じ。)</u> が50%以上であること	(1) 上場申請時において、 <u>運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上であり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上</u> であること
(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が次のa及びbに掲げる書類を上場申請時に提出した場合において、上場後6か月以内に <u>未公開株等投資比率が70%以上になり、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上</u> となる見込みのあること。	(2) 新規ベンチャーファンド上場申請者が次のa及びbに掲げる書類を上場申請時に提出した場合において、上場後6か月以内に <u>運用資産等の総額に占める未公開株等投資額の比率が70%以上になり、かつ、未公開株等投資額に占める未公開株等への投資額の比率が50%以上</u> となる見込みのあること。
a・b (略)	a・b (略)
5～8 (略)	5～8 (略)
(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示の取扱い)	(上場ベンチャーファンドに関する情報の開示の取扱い)
第1326条 (略)	第1326条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 規程第1312条第5項各号に掲げる事項は、別添8「運用資産に係る書面の記載要領」に基づき、作成した書面により開示するものとする。	4 規程第1312条第5項に規定する <u>1口当たり純資産額及び同条第6項各号に規定する事項</u> は、別添8「運用資産に係る書面の記載要領」に基づき、作成した書面により開示するものとする。
5 <u>規程第1312条第6項に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいい、同項に規定する施行規則で定める期間と</u>	(新設)

は、当該各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定める期間をいう。

(1) 第1305条第4項第2号に適合することにより規程第1305条第2号aに適合して上場した場合

上場日から未公開株等投資比率が70%以上になり、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上となる日までの期間

(2) 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人に係る営業期間の末日において、未公開株等投資比率が70%未満又は特定未公開株等投資比率が50%未満となった場合（第1329条第10項第2号に定める場合を除く。）

同項第1号に規定する猶予期間

6 (略)

7 (略)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2・3 (略)

4 規程第1318条第1項第2号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 次のaからcまでのいずれにも該当する場合

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人からその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（以下「ベンチャーファンド資産運用会社」という。）が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれること（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等（合併又は第1326条第7項に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合は、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じたベンチャーファンド資産運用会社において当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務が引き続き行われること。）。

b・c (略)

(2) (略)

5～9 (略)

5 (略)

6 (略)

(上場ベンチャーファンドの発行者等に係る上場廃止基準の取扱い)

第1329条 (略)

2・3 (略)

4 規程第1318条第1項第2号ただし書に規定する施行規則で定める場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 次のaからcまでのいずれにも該当する場合

a 上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人からその資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社（以下「ベンチャーファンド資産運用会社」という。）が行っていた業務が他の資産運用会社に引き継がれること（ベンチャーファンド資産運用会社が合併等（合併又は第1326条第6項に掲げる行為をいう。以下この号において同じ。）を行った場合又はベンチャーファンド資産運用会社において親会社の異動が生じた場合は、当該合併等の当事者である資産運用会社又は当該親会社の異動が生じたベンチャーファンド資産運用会社において当該上場ベンチャーファンドに係るベンチャーファンド発行投資法人の資産の運用に係る業務が引き続き行われること。）。

b・c (略)

(2) (略)

5～9 (略)

10 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときは、猶予期間内において、未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときをいうものとする。

(2)～(5) (略)

11～18 (略)

19 第1305条第1項の規定は、規程第1318条第2項に規定する未公開株等投資比率、特定未公開株等投資比率及び総資産有利子負債比率の算定において使用する各資産の額について準用する。この場合において、第1305条第1項中「基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額その他の当取引所が適当と認める額」とあるのは「基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額」と読み替えるものとする。

付 則

この改正規定は、令和6年3月29日から施行する。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. (略)

2. 未公開株等及び未公開株等関連資産

(1) (略)

(2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項

a (略)

b 直前連結会計年度（当該直前連結会計年度の末日以後提出日までの期間において終了する中間連結会計期間（四半期決

10 規程第1318条第2項第1号に掲げる基準の審査については、次の各号に掲げるとおり取り扱うこととする。

(1) 規程第1318条第2項第1号に規定する1年以内に未公開株等投資比率が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率が50%以上とならないときは、猶予期間内において、未公開株等投資比率（規程第1305条第2号aに規定する未公開株等投資比率をいう。以下同じ。）が70%以上、かつ、特定未公開株等投資比率（規程第1305条第2号aに規定する特定未公開株等投資比率をいう。以下同じ。）が50%以上とならないときをいうものとする。

(2)～(5) (略)

11～18 (略)

19 第1305条第1項の規定は、規程第1318条第2項に規定する未公開株等投資額及び運用資産等の総額の算定において使用する各資産の額について準用する。この場合において、第1305条第1項中「基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額その他の当取引所が適当と認める額」とあるのは「基準営業期間の末日における貸借対照表（比較情報を除く。）に計上した額」と読み替えるものとする。

別添8 運用資産に係る書面の記載要領

運用資産に係る書面に記載する事項を次のとおり定める。

I 運用資産の状況

1. (略)

2. 未公開株等及び未公開株等関連資産

(1) (略)

(2) 未公開株等及び未公開株等関連資産の発行者（以下「未公開企業」という。）に関する事項

a (略)

b 直前連結会計年度（当該直前連結会計年度の末日以後提出日までの期間において終了する中間連結会計期間（四半期決

算を行っている場合は四半期連結会計期間、第1四半期又は第3四半期のうち提出日の直前のものをいう。以下同じ。)がある場合には、当該中間連結会計期間を含む。以下同じ。)に係る売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、配当総額並びに当該直前連結会計年度の末日における総資産の額、総負債の額及び純資産の額を前年同期と比較して記載することとし、公認会計士等による監査の有無について注記するものとする。

c 未公開企業が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合における前bの規定の適用については、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「中間連結会計期間」とあるのは「中間会計期間」と、「四半期連結会計期間」とあるのは「四半期会計期間」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、それぞれ読み替えるものとする。ただし、当該未公開企業が連結財務諸表を作成している場合であって、上場ベンチャーファンド発行者等が当該連結財務諸表に係る記載をすることが適切と認めるときは、この限りではない。

d bの規定にかかわらず、直前連結会計年度(前cの規定により読み替えて適用する場合にあつては直前事業年度)及び前年同期に係る売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益(同cの規定により読み替えて適用する場合にあつては当期純利益)及び配当総額については、記載しない理由を注記する場合には、記載しないことができる。

3. 直近の運用状況及び短期的な運用方針

直前3か月(規程第1312条第6項の規定により月1回開示しなければならない場合にあつては、前月)の運用資産の譲渡又は取得の状況(第1305条第4項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。)及び短

算を行っている場合は四半期連結会計期間、第1四半期又は第3四半期のうち提出日の直前のものをいう。以下同じ。)がある場合には、当該中間連結会計期間を含む。)に係る売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、配当総額及び当該直前連結会計年度の末日における総資産の額、総負債の額及び株主資本(純資産)の額を前年同期と比較して記載することとし、公認会計士等による監査の有無について注記するものとする。この場合において、未公開企業が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合は、「連結会計年度」とあるのは「事業年度」と、「中間連結会計期間」とあるのは「中間会計期間」と、「四半期連結会計期間」とあるのは「四半期会計期間」と、「親会社株主に帰属する当期純利益」とあるのは「当期純利益」と、それぞれ読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

3. 直近の運用状況及び短期的な運用方針

前月の運用資産の譲渡又は取得の状況(第1305条第4項第2号aに規定する組入計画を提出している場合における当該組入計画の進捗状況及び市場の動向を含む。)及び短期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等及び上場後5年以内の

期的な運用方針を、未公開株等、未公開株等関連資産、上場後5年以内の株券等及び上場後5年以内の継続保有株券等のそれぞれについて記載するものとする。

4. (略)

II (略)

継続保有株券等のそれぞれについて記載するものとする。

4. (略)

II (略)